

令和2年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会

会 議 録

令和2年2月14日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 会議録

令和2年2月14日(金) 午後3時開議

鹿児島サンロイヤルホテル 1階 エトワール

議事日程〔第1号〕

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例制定の件
- 日程第 5 議案第 2号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 6 議案第 3号 令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第 4号 令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第 5号 令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 9 議案第 6号 令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第 7号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画一部改定の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17人)

1 番 森 博 幸 議員	2 番 山口 たけし 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員	4 番 野 畑 直 議員
5 番 椎 木 伸 一 議員	7 番 篠 原 靜 則 議員
8 番 田 畑 誠 一 議員	9 番 下 平 晴 行 議員
11 番 隈 元 新 議員	12 番 緒 方 重 則 議員
13 番 肥 後 正 司 議員	14 番 林 義 明 議員
15 番 宮 本 昭 一 議員	16 番 木 場 一 昭 議員
17 番 広 浜 喜 一 郎 議員	18 番 鎌 田 愛 人 議員
20 番 外 内 千 里 議員	

欠席議員(3人)

6 番 福 永 徳 郎 議員	10 番 塗 木 弘 幸 議員
19 番 竹 田 泰 典 議員	

説明のため出席した者(17人)

広域連合長 岩切 秀雄 君	副広域連合長 川 添 健 君
事務局長 田崎 寛二 君	事務局次長 小田 利次 君
総務課長 神田 洋人 君	業務課長 野村 博昭 君
総務課主事 峯下 俊介 君	総務課主事 中 村 僚 君
総務課主事 園田 莉沙 君	業務課主査 堀田 和哉 君
業務課主査 横手 泰之 君	業務課主査 大久保 瑞貴 君
業務課主査 永山 広子 君	業務課主事 秋葉 由香里 君
業務課主事 福元 知菜 君	業務課主事 山ノ内 良成 君
業務課主事 段 博子 君	

職務のため出席した者(1人)

事務局主事 相浦 絵理 君

＝開会：午後３時＝

○議長（山口 たけし君） これより、令和２年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第１回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（山口 たけし君） この際、諸般の報告をいたします。

まず、令和元年１２月２２日付けで南九州市長の塗木弘幸議員が、市長の任期満了に伴い、広域連合規約第９条第２項の規定により、広域連合議会議員を失職しましたことを御報告いたします。

次に、配付いたしましたとおり、監査委員から、地方自治法第２３５条の２第３項の規定による「例月現金出納検査」の結果報告がありました。

本日の議事日程は、配付いたしました議事日程〔第１号〕のとおりであります。

○議長（山口 たけし君） それでは、日程第１「議席の指定」を行います。

去る、令和元年１２月２４日付けの告示により実施された、広域連合議会議員補欠選挙で当選されました、塗木弘幸議員の議席は、会議規則第４条第２項の規定により、議長において、１０番に指定をいたします。

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第２「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号４番 野畑直議員及び議席番号１１番 隈元新議員を指名いたします。

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第３「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今議会の会期は、本日１日といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日１日と決定いたしました。

○議長（山口 たけし君） ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○**広域連合長（岩切 秀雄君）** 皆さん、こんにちは。

令和2年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には大変御多用な中、御出席を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げますとともに、後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方をはじめ関係機関の御理解、御協力のおかげをもちまして、円滑な運営が図られていることに、深く感謝を申し上げます。

さて、国におきましては、高齢者人口がピークとなる2040年頃を見据え、様々な改革を進めております。

昨年5月には、健康保険法等の一部改正が行われ、改正の柱の一つである保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、来年度から本格施行となります。当広域連合におきましても、市町村との連携を一層強化し、被保険者の皆様の心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業に取り組むべく準備を進めているところであります。

また、本年度は、令和2年度及び令和3年度の保険料率を決定することとなっております。本県の後期高齢者一人当たりの医療費は、全国的に見ても高い水準にあることから、その算定に当たりましては、剰余金や県の財政安定化基金の活用など、各方面から検討を進めてきたところであります。

本日は、条例の新規制定や一部改正、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算など、全7件の議案を提案いたしております。何卒、慎重な御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○**議長（山口 たけし君）** 次は、日程第4 議案第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） それでは、議案第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

この条例は、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資することを目的として、特別会計において基金を設置しようとするものでございます。

本広域連合では、これまで財政調整のための基金を設置していませんが、今回、今年度の剰余金を、令和2年度と3年度にわたって保険料率の抑制のための財源に充てることから、こうした財政調整のための財源を他の財源と区分し、適切に管理しようとするものであります。

基金に積み立てる額につきましては、第2条に「特別会計歳入歳出予算において定める」と規定しておりまして、2年度は、2・3年度の2年分の保険料率の抑制の財源に必要な額を積み立てたいと考えております。

また、基金の処分につきましては、第6条に規定しておりますが、2年度においては、2年度1年分の保険料率の抑制に必要な財源に充当してまいりたいと考えております。

そのほか、基金の設置、管理、運用基金の処理、繰替運用等を定めております。

なお、施行日は、公布の日といたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔田崎寛二事務局長 着席〕

○議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例制定の件」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第5 議案第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） それでは、議案第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の3ページからでございますが、今回の条例改正は、4ページの中ほどを御覧いただきますと、提案理由にございますように、保険料率を改定するほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容を説明いたします前に、まず主な改正理由の一つである保険料率算定について御説明をいたします。

議案説明資料の2ページをお開きください。

後期高齢者医療制度における保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定により、広域連合の条例で定める保険料率によって算定することとなっております。その保険料率は2年毎に定めることとされておりますことから、今回、令和2・3年度の保険料率を定めようとするものでございます。

この総括表の左側の欄に、保険料率算定に関する項目を、中央の欄に、今回の令和2・3年度保険料率に係る算定数値を、右側の欄に、平成30年度・令和元年度の保険料率算定時の数値を、また、その右側に行番号を記載しております。

保険料率の算定方法でございますが、まず保険給付費など令和2・3年

度の2年間において、後期高齢者医療制度の運営に必要と見込まれる費用の額から、国・県・市町村の法定の負担金や現役世代が加入する保険者からの支援金など、2年間で見込まれる収入の額を差し引いて、保険料収納必要額を算出いたします。

中央の欄を御覧いただき、行番号1番の給付費等総額から6番のその他（葬祭費等）までの各費用を合計したAの費用計5,598億5,623万9千円が、令和2・3年度の2年間において、後期高齢者医療制度の運営に必要と見込まれる費用の額となります。

次の7番の国庫負担金から14番のその他（預金利子）までの各収入を合計したBの収入計5,086億7,493万2千円が、国・県・市町村の法定の負担金や現役世代が加入する保険者からの支援金など、2年間で見込まれる収入の額となります。

さらに平成30年度・令和元年度の財政運営期間を通じて生じることが見込まれる剰余金を、2・3年度の財政運営期間における収入として繰り入れることとしておりまして、その額が15番の剰余金繰入額25億円となります。

なお、16番の財政安定化基金交付金額でございますが、財政安定化基金は、広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、予想以上に給付費が膨らんだ、といったことで生じる財源不足について、資金の交付や貸し付けを行うために、各都道府県に設置されているものでございますが、平成22年度の法改正により、当分の間、保険料率の増加抑制を図るために、同基金を充てることができることとされておりまして、今回は保険料率の増加抑制を図るため、県との協議により、元年度末残高約53億7千万円のうち25億円を計上しております。

以上のことから、令和2・3年度における保険料収納必要額は、Aの費用計から、Bの収入計と15番の剰余金繰入額及び16番の財政安定化基金交付金額を差し引いた額となりまして、それが17番の461億8,130万7千円でございます。

この保険料収納必要額を18番の予定保険料収納率99.3%で除して、19番の賦課総額465億685万4,985円が算出されます。

保険料は、受益に応じて等しく被保険者に賦課される均等割と、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される所得割で構成されておまして、保険料率は、賦課総額のうち、均等割総額を被保険者数で除して均等割額を、また、所得割総額を旧ただし書き所得の合計額で除して所得割率を算定いたします。

なお、所得割総額と均等割総額の割合は、21番の賦課割合に記載のとおり、38対62としております。

以上の算定方法に基づき算定した結果、2・3年度の保険料率は、均等割額が22番のとおり5万5,100円となり、現行より4,600円の増、また、所得割率が23番のとおり10.38%となり、現行より0.81ポイントの増となりました。

また、均等割軽減後の決定保険料額合計が、単年度で24番の161億7,435万7,300円となり、この額を20番の被保険者数で除したものが、25番の軽減後の被保険者一人当たり保険料額で6万1,738円となります。

今回算定いたしました、この軽減後の一人当たり年間保険料額6万1,738円を、29番の平成30・令和元年度における軽減後の年間の一人当たり保険料額の実績5万2,833円と比較いたしますと、8,905円の増となっております。

なお、剰余金の繰入及び財政安定化基金の交付がない場合は、均等割額が22番の5万5,100円に対して32番の6万1千円、所得割率が23番の10.38%に対して33番の11.71%、軽減後の一人当たり保険料額が25番の6万1,738円に対して35番の6万8,379円となります。

一人当たり保険料額が増加いたしました要因といたしましては、均等割軽減特例の見直しや保険給付費の増加が主な要因となっております。

均等割軽減特例の見直しにつきましては、元年度から3年度にかけて段階的に見直されておまして、9割軽減の方は、元年度が8割軽減に、2年度から条例本則の定める7割軽減に、8.5割軽減の方は、2年度が7.75割軽減に、3年度から本則に定める7割軽減となります。

この結果、2・3年度の被保険者一人当たりの保険料は、保険給付費の増加に伴う均等割や所得割率の増加に加え、軽減特例見直しによる増分もあり、大幅な増となる見通しでございます。

なお、令和4・5年度は、均等割軽減特例の見直しが終了していることから、保険給付費の増減に伴う保険料率の改定となる見込みでございます。

保険給付費につきましては、16ページをお開きください。

平成28年度から令和元年度までの保険給付費月額推移をグラフ化したものでございます。

一番上の赤い折れ線が元年度でございますが、元年度は、10月診療分までを実績とし、11月以降は、10月までの実績の対前年度同月伸び率の平均を、前年の各月に乗じて推計しております。

グラフを見ていただきますと、元年度は、特に高い水準で推移していることが分かります。

要因といたしましては、医療費の約6割を占める、医科入院につきまして、3月から10月のレセプトが一月平均約200件増加していることや、1件当たりの費用額が平均約1万1千円増加しており、10月までの給付費が、前年同時期に比べて約32億円増加していることなどが考えられます。

説明資料の4ページにお戻りください。

中ほどの保険給付費の見込みでございますが、表2の右から3列目が、先ほどのグラフの元年度の保険給付費の見込みでございます。

保険給付費の見込みにつきましては、一人当たりの保険給付費に被保険者数を乗じて算出いたしますが、2・3年度の保険給付費は、表2の上の③、④にありますように、一人当たり給付費の伸び率をそれぞれ1.47%、1.93%として算出いたしました。

このため、二つの要因で保険料等の増加が見込まれる今回の保険料率算定に当たっては、剰余金を活用いたしますとともに、財政安定化基金につきましても、本来の目的である、財政リスクへの対応に支障のない範囲で可能な限り活用することといたしまして、県との協議により、25億円を活用するなど、保険料率の増加や保険料の抑制に努めたところでござい

す。

3 ページにお戻りいただきまして、2 保険料率改定に伴う厚生労働省通知の概要は、今回の算定にあたって国から示されました、新保険料率算定に係る最終的な数値について整理したものでございます。

次の3 令和2・3年度保険料率算定についての当広域連合の考え方は、今回の保険料率改定において、算定に必要な各種数値をどのように見込んだかについてまとめたものでございます。

また、4 ページから6 ページに、新保険料率算定に用いた被保険者数の推計及び費用として見込んだ保険給付費、葬祭費、審査支払手数料、健康診査費用の算出について、さらに7 ページから15 ページにつきましては、賦課総額の算定に係る費用の額と収入の額を取りまとめたものを記載しておりますので、後もってお目通しをいただきたいと思っております。

以上で、令和2年度及び3年度における保険料率算定についての説明を終わります。引き続きまして「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきまして、条例の改正内容を御説明いたします。

今回の条例改正は、冒頭、提案理由のところでも申し上げましたように、ただ今説明いたしました保険料率の改定、それから高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正等に伴うものでございます。

具体的な内容につきまして、議案説明資料の1 ページ、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正点の概要により説明いたします。

また併せまして、議案書5 ページからの新旧対照表も御覧いただきたいと思っております。

まず(1) 保険料率改定につきましては、先ほど御説明いたしました、今回の保険料率改定を踏まえ、2年度及び3年度の保険料率として、均等割額を5万5,100円、所得割率を10.38%とすることとし、条例第9条及び10条を、議案書5 ページの新旧対照表のとおり改めるものであります。

次に(2) 保険料の賦課限度額の引上げについては、賦課限度額が現行

の62万円から64万円に引き上げられることとなっていることから、条例第11条を議案書5ページの新旧対照表のとおり改めるものでございます。

次の(3)所得の少ない者に係る保険料の減額基準の見直しにつきましては、元年度に引き続き2年度におきましても、経済動向等を踏まえ、低所得者の均等割額5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の見直しが行われまして、均等割5割軽減の対象世帯については、被保険者の数に乗すべき金額が、現行の28万円から28万5千円に、均等割2割軽減の対象世帯については、同様に現行の51万円から52万円に、それぞれ引き上げられることとなっていることから、条例第15条第1項第2号及び第3号を、議案書5ページから6ページの新旧対照表のとおり改めるものでございます。

その他(4)改元に伴う条文の整理を行っております。

改正後の条例施行日は、令和2年4月1日からとしております。

なお、議案書4ページの附則第2項に記載してありますとおり、経過措置といたしまして、改正後の条例の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔田崎寛二事務局長 着席〕

○議長(山口 たけし君) これより、質疑に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ本件については、質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

なお、申し合わせにより、討論の回数は一議題につき1回限り、討論の時間は一人10分以内となっておりますので、念のため申し上げます。

それでは、3番 豊留榮子議員。

〔豊留榮子議員 起立〕

○3番（豊留 榮子君） 議案第2号「後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療の保険料は、多くの方が年金から天引きをされる特別徴収となっていますが、年金が年額18万未満の場合や、保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合、天引きではなく直接支払うこととなりますが、この年金も少ない方や無年金者の方など低所得者が多く、後期高齢者医療だけではなく、介護保険料や消費税10%が暮らしを圧迫し、高齢者の生活自体が大変厳しさを増しているところです。

頼りの年金は年々減らされ、病気になっても病院にも行けずに重症化したり、かえって医療費や介護費用を増やすことになるのではないのでしょうか。

国や県の負担金を大幅に増やし、高齢者が安心して病院へ行かれるよう、後期高齢者医療制度にすべきではないでしょうか。

このことは、広域連合からも国へ要望しているということでしたが、引き続き国への要望を強めていただき、高齢者が一日も早く安心して病院にかかれることを願いつつ、2年毎に改定がされている今回の保険料引き上げに関する条例の一部を改正する条例に反対をして、討論といたします。

〔豊留榮子議員 着席〕

○議長（山口 たけし君） ほかに発言がなければ、以上をもって討論を終了いたします。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について採決いたします。

本案に異論がございますので、この採決は起立により行います。

本件については、原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「起立多数」であります。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第6 議案第3号「令和元年度鹿児島

県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） それでは、議案第3号「令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

今回の補正は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ503万4千円減額し、予算の総額を8,716万1千円とするものでございます。

主なものにつきまして、事項別明細書により御説明いたします。

15ページをお開きください。

まず歳入でございます。

1款 分担金及び負担金 1項1目 事務費負担金を503万4千円減額しております。これは、歳出予算を減額することに伴い、市町村からの事務費負担金を減額するものであります。

16ページをお開きください。

次に歳出でございます。

1款1項1目 議会費を227万1千円減額しておりますが、これは、臨時会の開催実績減等によるものでございます。

2款 総務費は、1項1目 一般管理費で143万2千円増額しておりますが、その主なものは、第9節 旅費の減額は、派遣職員の赴任旅費や運営委員会及び幹事会の委員旅費の執行残でございます。

19節 負担金、補助及び交付金の増額は、派遣職員の人事異動に伴う人件費等負担金の増によるものであります。

3款1項1目 予備費を419万5千円減額しております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第3号「令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第7 議案第4号「令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） それでは、議案第4号「令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きください。

今回の補正は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ6億7,429万6千円増額し、予算の総額を2,836億9,479万9千円とするものであります。

主な点につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

25ページをお開きください。

まず歳入でございます。

1款 市町村支出金 1項1目 事務費負担金を3,267万8千円減額しております。これは、歳出予算の一般管理費等市町村共通経費を減額

することに伴い、市町村からの事務費負担金を減額するものであります。

2目 保険料等負担金を4,242万円増額しております。これは、保険料負担金の実績見込及び保険基盤安定負担金の確定に基づき増額するものであります。

3目 療養給付費負担金を1億1,631万2千円、その次の2款 国庫支出金 1項1目 療養給付費負担金を3億4,893万6千円、3款 県支出金 1項1目 療養給付費負担金を1億1,631万2千円、それぞれ増額しております。これは、療養給付費の実績見込に基づき増額するものであります。

中ほどの2項 国庫補助金 1目 調整交付金を9億1,706万5千円増額しております。これは、普通調整交付金が交付対象となる給付費等の実績見込により増額となっております。

また、これまで後期高齢者医療制度補助金から交付されておりました、長寿健診補助事業の財源の一部が、特別調整交付金から交付されることとなったこと等により、特別調整交付金を7,965万3千円増額し、次の2目 後期高齢者医療制度事業費補助金を7,986万9千円減額しております。

4款 支払基金交付金 1項1目 後期高齢者交付金を7億8,217万5千円減額しております。これは、支払基金交付金の交付見込に基づき減額するものであります。

26ページをお開きください。

6款 諸収入 3項2目 返納金を2,523万9千円増額しております。

27ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款 総務費 1項1目 一般管理費を312万2千円減額しております。これは、13節 委託料の執行残及び19節 負担金補助及び交付金の派遣職員人件費等負担金の執行見込残をそれぞれ減額するものであります。

2項 医療費適正化事業費 1目 レセプト点検事業費を1,120万

4千円減額しております。これは、13節 委託料の実績見込に基づき減額するものであります。

2款 保険給付費 1項1目 療養給付費を13億7,606万2千円、2目 療養費を2,209万円増額しております。これは、療養給付費等の実績見込に基づき増額するものであります。

28ページをお開きください。

2項 高額療養諸費 1目 高額療養費を5,069万8千円増額しております。これは、高額療養費の実績見込に基づき増額するものであります。

3項 その他医療給付費 1目 葬祭費を1,724万円減額しております。

3款1項1目 特別高額医療費共同事業拠出金を398万7千円減額しております。

4款 保健事業費 1項1目 健康診査費を586万7千円減額しております。これは、主に市町村が実施する健康診査事業の執行見込額が、当初の見込額より下回ったため、補助金を減額するものであります。

2目 その他健康保持増進事業費を214万4千円減額しております。これは、委託料の執行見込に基づき減額するものであります。

最後に、7款1項1目 予備費を7億3,080万円減額しております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔田崎寛二事務局長 着席〕

○議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第4号「令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第8 議案第5号「令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） それでは、議案第5号「令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、御説明申し上げます。

議案書の29ページをお開きください。

一般会計の予算総額は8,844万2千円で、前年度より44万2千円の増額となっております。

主なものにつきまして、事項別明細書で御説明いたします。

35ページをお開きください。

まず歳入でございます。

1款 分担金及び負担金 1項1目 事務費負担金は、議会運営や一般管理費等、共通経費に対する市町村からの負担金で、8,843万9千円を計上しております。

36ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目 議会費は436万2千円を計上しております。元年度は議会議員の一斉改選の年であったことから、臨時会の開催を2回見込んでおりましたが、2年度においては1回としております。

2款 総務費 1項1目 一般管理費は8,252万7千円で、正副連合長の報酬のほか、各種会合等の旅費及び職員の赴任旅費、事務室の借上料、派遣職員の人件費負担金などを計上しております。

増額の主な要因は、令和2年度において、九州ブロックの事務局長会議が鹿児島開催となるため、その経費及び派遣職員の人事異動に伴う人件費負担金の増等でございます。

38ページをお開きください。

2項 選挙費 2目 広域連合長選挙費は、連合長選挙を実施するため3万1千円を、3目 広域連合議会議員選挙費は、任期満了に伴う補欠選挙費用として10万円を計上しております。

3項1目 監査委員費は35万円を計上しております。

40ページ以降の給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔田崎寛二事務局長 着席〕

○議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第5号「令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第9 議案第6号「令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） それでは、議案第6号「令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の43ページをお開きください。

特別会計の予算総額は2,824億8,105万5千円で、前年度より53億3,750万3千円の増額となっております。

また、第2条で、一時借入金の限度額を、これまでと同額の15億6千万円としております。

それでは、歳入から主なものを御説明いたします。主な点につきまして、事項別明細書により説明いたします。

49ページをお開きください。

歳入でございます。

1款 市町村支出金 1項1目 事務費負担金は、一般管理費や医療費適正化事業費等の共通経費に対する市町村からの負担金で、5億4,062万9千円を計上しております。

2目 保険料等負担金は230億1,872万円を、3目 療養給付費負担金は224億6,392万2千円を計上しております。

2款 国庫支出金 1項1目 療養給付費負担金は673億9,176万7千円を、2目 高額医療費負担金は13億2,112万3千円を計上しております。

2項1目 調整交付金は、広域連合間の所得格差による財政力の不均衡を是正することなどを目的に交付されるものでございまして、273億711万7千円を計上しております。

2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、長寿健診や口腔検診事業の健康診査費補助金や、著しく高額な医療に関する給付費への特別高額医療費共同事業補助金で、1億3,174万2千円を計上しております。

3目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、被保険者の保険料軽減特例措置に必要な経費として交付されるもので、3億3,736万5千円を計上しております。

50ページをお開きください。

3款 県支出金 1項1目 療養給付費負担金は224億6,392万2千円を、2目 高額医療費負担金は13億2,112万3千円を計上しております。

2項1目 財政安定化基金交付金は、県との協議により、2・3年度の保険料率増加抑制を図るため、25億円を取り崩す見込みとしたことから、2年度は半分の12億5千万円を計上しております。

4款 支払基金交付金 1項1目 後期高齢者交付金は、国保や健保等、現役世代が加入する各医療保険者からの支援金で1,104億72万3千円を計上しております。

5款1項1目 特別高額医療費共同事業交付金は、1件当たり400万円を超えるレセプトのうち、200万円を超える部分について国保中央会が全国レベルで財政調整を行った上で交付する交付金でございまして、9,052万6千円を計上しております。

7款 繰入金 1項1目 運営安定化基金繰入金につきましては、3款2項1目 財政安定化基金交付金と同様に、2・3年度の保険料率増加抑制の財源として、2年度は12億5千万円を計上いたしました。

51ページを御覧ください。

一番下の8款 諸収入 3項1目 第三者納付金は、交通事故等に係る医療費について、加害者から納付される損害賠償金で、2億9,857万2千円を計上しております。

52ページをお開きください。

9款1項1目 繰越金は28億9,052万6千円を計上しております。

53ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款 総務費 1項1目 一般管理費は、電算処理システムの保守・運用業務委託料、業務課派遣職員の人件費等負担金などで、3億5,865万5千円を計上しております。

54ページをお開きください。

2項 医療費適正化事業費 1目 レセプト点検事業費は、レセプト二次点検等業務委託料や国保連合会への診療報酬明細書等データ作成業務委託料などで、1億3,765万3千円を計上しております。

2目 訪問指導事業費は、重複・頻回受診者訪問指導等に係る市町村への業務委託料などで、2,987万9千円を計上しております。

55 ページを御覧ください。

4目 医療費通知事業費は、年3回実施する医療費通知の郵送料と通知書作成業務委託料で、5,041万6千円を計上しております。

第5目 第三者行為求償事業費は、交通事故などの第三者行為に関する求償事務に係る国保連合会への業務委託料等で、1,499万1千円を計上しております。

56 ページをお開きください。

2款 保険給付費 1項1目 療養給付費は2,619億6,043万4千円、2目 療養費は21億6,585万円、3目 審査支払手数料は5億6,830万2千円、2項1目 高額療養費は123億2,433万8千円、2目 高額介護合算療養費は3億1,228万4千円、3項1目 葬祭費は3億2,544万円を計上しております。

57 ページを御覧ください。

3款1項1目 特別高額医療費共同事業拠出金は5,819万7千円を計上いたしております。これは、国保中央会が広域連合における高額医療費の発生による財政影響を緩和するために実施いたします、特別高額医療費共同事業の財源となる拠出金でございます。

4款 保健事業費 1項1目 健康診査費は、市町村が実施する長寿健診に係る補助金及び前年度に75歳に達した方に加え、2年度から79歳に達した被保険者も対象に実施する口腔検診事業に係る委託料で、3億4,060万1千円を計上しております。

58 ページをお開きください。

2目 一体的実施推進事業費は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、2年度から新たに市町村に委託して実施する事業で、委託料など1億5,474万5千円を計上しております。

3目 その他健康保持増進事業費は1億2,647万7千円を計上しております。

59 ページを御覧ください。

5款 基金積立金 1項1目 運営安定化基金積立金は、保険料率の増加抑制を図る財源として25億18万6千円を計上いたしました。

60ページをお開きください。

7款 諸支出金 1項2目 保険料還付金は2,769万円を計上いたしております。

8款1項1目 予備費は10億2,112万3千円を計上しております。

61ページの給与費明細書につきましては、お目通しいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔田崎寛二事務局長 着席〕

○議長（山口 たけし君） これより、質疑に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ本件については、質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

3番 豊留榮子議員。

〔豊留榮子議員 起立〕

○3番（豊留 榮子君） 議案第6号「令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に関して、反対の立場から討論いたします。

広域連合が取り組んでいる保健事業の中で、口腔ケアでありますとか、新たに取り組む一体的実施推進事業は、介護保険事業と一緒にあって、高齢者の健康状態を把握しつつ、健康増進に繋がる指導をされていくということで、高齢者御自身、そして見守る家族や地域の方々にとっても安心のできる事業であるということから評価できる点でもあります。

そもそも後期高齢者医療制度は、高齢者を地域から離れた制度として作られ、市町村の広域連合として運営されてきましたが、各事業を自治体任せにするのではなく、広域連合からの働きかけによりさらに事業が発展し、高齢者の健康状態の向上が進めば医療費総額が減額になり、保険料を抑えていくことにもなるでしょう。

しかし、まだこの先も75歳以上の窓口負担を原則1割から2割に引き

上げられることや、現役並所得の対象拡大、市販薬品と同一の有効成分を含む医療用薬品の保険給付外しなど、諸々高齢者の生活を苦しめることになる施策が検討されていることから、特別会計予算に反対をして討論いたします。

〔豊留榮子議員 着席〕

○議長（山口 たけし君） ほかに発言がなければ、以上をもって討論を終了いたします。

これより、表決に入ります。

それでは、日程第9 議案第6号「令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について採決いたします。

本案に異論がございますので、この採決は起立により行います。

本件については、原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「起立多数」であります。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第10 議案第7号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画一部改定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） それでは、議案第7号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画一部改定の件」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の63ページをお開きください。

広域計画は、後期高齢者医療制度の運営にあたり、当広域連合及び県内市町村が緊密に連携協力して、制度の円滑かつ安定的な運営を図っていくための指針として定めるものでございます。

現在、平成29年度からの5か年を計画期間とする、第3次広域計画を策定しておりますが、令和元年5月に高齢者の医療の確保に関する法律が

一部改正されたことに伴い、令和2年4月から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進することとされたところであります。

推進に当たりましては、効果的かつ効率的で、被保険者の状況に応じたきめ細やかな高齢者の保健事業が推進されるよう、地方自治法に規定する広域計画に、後期高齢者医療広域連合における市町村との連携に関する事項を定めるよう、努めなければならないとされたところであります。

このため、国が昨年10月に示しました、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版等を踏まえ、改定案を取りまとめたところでございます。

改定案と現行計画を比較いたしましたものが、議案書65ページからの新旧対照表でございます。

まず新旧対照表の左側の欄の3 基本方針の(3)保健事業の推進の後段の下線部分でございますが、一体的実施を推進することについて記載いたしました。

66ページを御覧ください。

こちらの新旧対照表の左側の欄の4 広域連合及び関係市町村が行う事務のうち④ 保健事業に関する事務の広域連合が行う事務と市町村が行う事務の後段に、下線部のとおり追加いたしました。

なお、このほか、元号等の時点修正も併せて行うこととしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔田崎寛二事務局長 着席〕

○議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第7号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画一部改定の件」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（山口 たけし君） 以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） 定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様方には慎重な御審議を賜り、また、提案いたしました議案について、いずれも原案どおり可決を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

当広域連合といたしましては、今後とも各関係機関、団体とも連携を図り、本制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、今後とも制度の運営について御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○議長（山口 たけし君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

＝閉会：午後3時57分＝

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 山 口 た け し

署名議員 野 畑 直

署名議員 隈 元 新